

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第七条に規定する公表事項

公共工事の名称	鴨田農業集落排水処理施設ほか20箇所監視装置更新工事
公共工事の場所	川越市大字鴨田1487番地1ほか20箇所
公共工事の種別	電気工事業
公共工事の概要（当初）	本工事は、農業集落排水処理地区の監視装置が、老朽化により運転管理に支障を来す恐れがあることから実施するものである。 本工事は「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。 ・鴨田農業集落排水処理地区監視装置更新 一式 ・石田本郷排水処理地区監視装置更新 一式
工事着工の時期（当初）	令和 7年11月27日
工事完成の時期（当初）	令和 8年 6月30日
契約の相手方の商号、名称	荏原実業株式会社 関東支社
契約の相手方の住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4
契約金額（当初・税込）	29,480,000円
随意契約とした理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 本工事は、農業集落排水地区処理施設を構成している主要機器の一つである監視装置を更新するものである。処理場・ポンプ場を構成している主要な機器には、各種ポンプ、制御盤、計装設備等があり、そのすべての状態を把握できるようにしているのが監視装置で、全ての機器が正常に動作、機能、連動することにより処理場・ポンプ場としての機能を満たすものである。それぞれの機器は、製造メーカー独自の仕様で構成されており、実質的に他のメーカーでは処理場・ポンプ場施設全体の性能保証を盛り込んだ工事を実施することができない。このため、全体的な性能保証を盛り込んだ
担当課（予算課）	上下水道局 上下水道管理センター
担当課（工事担当課）	上下水道局 上下水道管理センター

変更後の工事完成の時期 ※増減日数	
変更契約金額（税込） ※増減額	
変更後の 公共工事の概要	
変更理由	